

「登録建設業経理士」制度について

1. 「登録建設業経理士」制度の創設について

建設業経理検定を実施する(財)建設業振興基金では平成21年3月より、建設業経理検定1級及び2級合格者を対象とした実務者登録制度として「登録建設業経理士」制度を開始いたしました。

企業経営の透明化や組織における意思決定の迅速化が求められる現在、企業における経理の重要性が高まっています。計算書類作成の拠り所となる会計基準は矢継ぎ早に新たなルールが策定され、企業は適正な経営管理を遂行するための対応が求められます。また建設業における経営事項審査制度については平成20年4月の改正において「建設業の経理が適正に行われたことについての確認項目」が新設され、建設業経理検定の合格者に対する評価が向上することとなりました。このことから、国土交通省は当財団に対し以下の指導を行ったところです。

1. 登録経理試験実施機関は、登録経理試験に合格した者について、それらの者に係る記録の保持等の適切な管理に努められたい。
2. 登録経理試験実施機関は、登録経理試験に合格した者の建設業の経理に関する業務を遂行する能力の維持向上を図るため、必要に応じ、講習の実施、企業会計基準の変更等必要な情報の提供その他の措置の実施に努められたい。【国土交通省総合政策局建設業課から基金への通知(平成20年3月17日付)】

これらの流れから、当財団では建設業経理検定合格者に対する支援策として、個人情報の保護を念頭に置きつつ適切な情報管理に努め、かつ各種フォローアップの機会を設けることによって、経営の安定化に努力する企業や、これらを担う人材を支援することを目的とした「登録建設業経理士」制度を開始したところです。

<建設業と会計制度を巡る諸環境の変化>

- ・会計基準、会計ルールの目まぐるしい改革
- ・企業経営における「会計」の重要性の高まり
- ・H20 経審改正「自主監査」による行政からの評価
- ・検定試験合格後におけるレベルの維持/向上

<登録制度の創設>

- ・建設業経理検定合格者の継続的なバックアップ
- ・継続的学習により「錆びない知力」を醸成
- ・経理面の信頼性が高い企業/個人を育成
- ・資格取得後の個人情報変更への適切な対応

2. 登録制度の詳細

- ・1級建設業経理士(経理事務士)、2級建設業経理士(経理事務士)を対象とした任意の登録制度です。
- ・登録を行うには、原則として級別に行われる登録講習会を受講する必要があります。

<登録の対象者数> (S56年の検定試験開始から、H22.12末現在までの合格者累計)

1級建設業経理士/経理事務士 →20,912名 2級建設業経理士/経理事務士 →262,449名(計:283,361名)

<登録の方法>

- ・原則として、級別を実施される「登録講習会」を受講することが要件となります。

「登録講習会」の内容

- ・1級登録講習会:経審における自主監査のポイントを踏まえた監査論と、企業会計、企業経営全般に関する最新情報
- ・2級登録講習会:経理実務者に必須となる、新会計基準に対応した会計処理、財務諸表論、財務諸表分析等の知識付与

<登録のメリット>

- ① 登録者には、顔写真入りの登録証と、「登録1級建設業経理士」又は「登録2級建設業経理士」の称号が付与されます。
- ② 登録の有効期間にわたり、会計・経営に係る継続学習ツールとして「建設業経理通信 Premium」が毎月配信されます。
- ③ 登録者の所属企業情報が公共工事発注者宛に対し開示されることで、所属企業の経理面の信頼性確保に繋がります。
- ④ 新会計基準の設定や税制改正等のタイミングに合わせて開催される、無料セミナーを受講することができます。

・登録は任意ですが、合格者の皆様には、合格後速やかな登録をお願いしております。

・詳細につきましては、当財団ホームページ、またはメールマガジン「建設業経理通信」にてご確認下さい。

